

甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年9月28日(木曜日)午後2時00分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(19名)

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 8 番 越石 和昭
9 番 亀井 智 10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋
13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

4. 欠席委員

【農業委員】(0名)

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 中村 勝
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 納税猶予に関する適格者証明願について
議案第6号 令和5年10月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 甲府農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について
議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農地法第4条第1項の規定による届出について（許可不要）

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和5年9月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会9月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、9月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、3番の土屋 三千雄委員と4番の宮川 俊一委員をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは、先ほど事務局より説明がありましたが、先に議案第7号「甲府農業振興地域整備計画の変更」について、農政課より説明をお願いします。

○農政課（平出主任）

議案の内容に入る前に、簡単に農業振興地域制度の説明をさせていただきます。

農業振興地域制度とは、農地の宅地化など農業以外への利用が進む中で、今後も長期にわたり農業を継続していく地域を明らかにし、計画的に農業を推進していくことを目的とした制度となります。

この制度において、市町村は、農業振興地域整備計画という、おおむね10年先を見据えて、計画的に農地を保全し、農業を推進していく計画を定める必要があり、この計画に位置付けられている農地が、いわゆる「青地」と言われています。

今回の議題は、「随時見直し」という、毎年行われている計画の変更であり、計画に位置付けられている農地を計画から外す、いわゆる「青地」を「白地」にする農地についての説明になります。

また、各地区ごとの農地調査や定例総会の際に案件について事前に説明させていた

だきましたが、再度、議案として説明させていただきます。

それでは、個々の案件の説明に入ります。

議案の 30 ページと「農用地利用計画変更案件位置図」をご用意ください。

1 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

2 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

3 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、新規事業として〇〇を営むために必要な〇〇として利用するものです。

4 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

5 番の案件については、申出地に〇〇する住宅の所有者が、〇〇として利用するものです。

6 番の案件については、〇〇が、〇〇として利用するものです。

7 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

8 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

9 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

10 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

11 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

12 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

13 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

14 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

15 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

16 番の案件については、〇〇を所有する転用事業者が、〇〇として利用するものです。

17 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

18 番の案件については、〇〇を建設するものです。

19 番の案件については、〇〇を営む転用事業者が、〇〇として利用するものです。

以上が個々の案件についての説明になります。

○議長（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。このことについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

今年 6 月 1 日に受け付けた 19 件の案件について、申出のあった案件の全てを受付しましたか。それとも 19 件以上の申出に対して 19 件を受け付けたのでしょうか。

○農政課（平出主任）

受け付けた案件については、事前に相談を受けていた案件のみであったため、申請があった案件については全て受け付けています。

○議長（柿嶋会長）

分かりました。なお、農業振興地域整備計画の所管は農業委員会ではなく農政課であり、受け付けた案件について農業委員会に意見を求めることになっています。

○山城地区（西名委員）

過去に農振除外になったものについて、〇〇はしていますか。最近、農振除外された農地が〇〇になっているケースが〇〇に見受けられる。

○農政課（平出主任）

確認して、次回の総会で報告させていただきます。

○山城地区（西名委員）

分かりました。

○農政課（平出主任）

今後のスケジュールですが、本日、農業委員会からいただいた意見をもとに県と協議をし、来年の〇〇頃に除外を予定しております。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。それでは引き続き、議案第 8 号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」について、農政課より説明をお願いします。

○農政課（佐野課長補佐）

議案の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法について説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法は、我が国の農業経営を総合的に発展させることを目的として制定されています。県では農業経営に関する基本的な方向や、指標などを示した基本方針を定めることとされています。それを受けまして市では、農業者の将来の農業経営を安定的に発展させるよう、育成させるための目標を明確に示すため、基本構想を作成してまいります。

この基本構想は、市が認定農業者や、認定新規就農者を認定する際の要件の一つに、市の基本構想と整合性を図ることとされています。つまり認定を受けようとする農業者が経営改善計画を作成する際に参考とする指標になります。

それでは、基本構想の説明に入らせていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、一つ目の変更する理由について、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が一部改正されたためです。

二つ目の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてですが、根拠法令は農業経営基盤強化促進法第 6 条であり、法の趣旨は効率的かつ安定的な農業経営

を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的に、認定農業者制度、認定新規就農者制度、利用権設定等促進事業などを位置づけます。

構想の趣旨は、地域において農業者が効率的で安定的な農業経営を行うための経営規模・生産方式などの指標や担い手を育成するために必要な取組み、農地の利用集積などを県の基本方針に即し、市が定めます。

三つ目の主な改正点は、議案書記載のとおり、まず主たる従事者一人あたりの農業経営の所得目標の改定や新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を追加しました。

次に農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等の項目を新たに追加しました。

また、10年後の農用地利用の集積目標を66%に設定しました。

最後に地域計画について、追加されました。

説明は以上になりますが、変更案について、提示させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。このことについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

○右左口・上九地区（佐々木委員）

私も〇〇を受け入れています。5ページ以降にある経営指標の中に、一覧表がございます。収入や出荷量などいろいろな項目が出てまいります。その中に〇〇が専作で出ていますが、その他の果物や野菜の作物につきましても、専作で入れていただければ指導する時にも利用できるのではないかと思います。ご検討をお願いします。

○農政課（佐野課長補佐）

貴重なご意見ありがとうございました。実は、基本構想の策定後、6か月以内に公告することが法律で定められており、その期限が明日になっております。

先ほどのご意見を加えるとなると、県の同意を得てからの公告となるため、今回は難しい現状にあります。つきましては、ご意見としてご提出いただきますが、今後、改正する機会もありますので、その際は、改めて県と協議してまいりますので、ご理解をお願いします。

○右左口・上九地区（佐々木委員）

了解しました。

○議長（柿嶋会長）

これで農政課からの説明は終わりました。

議案第7号と8号については、皆様ご承知おきください。

ここで、農政課の職員は退席となります。

ご苦労様でした。

○議長（柿嶋会長）

それでは、議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

まず、「競・公売適格証明願」につきましては、農地の競売物件や、公売物件の入札に参加する方は、入札に先立ちまして、その方が、許可の適格者であるという証明を、農業委員会から受ける必要があります。

今月、その証明願の申請が、3条によるものが2件、5条によるものが2件ございますので、今回、委員の皆様にご審議していただくものでございます。

なお、今回の3条の2件と、5条の2件は、すべて同じ競売物件に入札参加したいというものであります。

なお、入札後、競売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で、許可書が交付できるものであります。

議案書1ページの1番と2番、地図は1ページの、競・公売適格証明願3条NO.1、NO.2、5条NO.1、NO.2をご覧ください。

この3条による競公売適格証明願ですが、3条は、競売地を農地のまま取得し、耕作したいという方の、資格審査を求めるものであります。

競売地の所在・地目・面積につきましては、1番、2番とも同じで、議案書記載のとおりであります。競売地の東面は駐車場及び甲府市道、西面は共同住宅及び農地、南面は宅地及び駐車場、北面は雑種地及び太陽光発電施設となっており、農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

1番の願出人は、議案書記載のとおりであり、1番の願出人は、現在、〇〇で、農地を借りて〇〇を行っておりますが、〇〇するため、競売地を取得したいとのことです。

1番の願出人の現在の経営面積は、〇〇ですが、〇〇㎡であり、落札後は、その〇〇の農地と併せて〇〇㎡となり、競売地には〇〇を行う計画であります。

次に、2番の願出人につきましては議案書記載のとおりでございます。2番の願出人は、〇〇に居住しておりますが、現在、〇〇の農地を借りて、〇〇㎡耕作しておりますが、この方も〇〇するため、競売地を取得したいとのことです。落札後は計画面積が〇〇㎡となり、競売地には〇〇を行う計画であります。

なお、1 番及び、2 番の願出人とも、農業の従事日数などの、資格要件は満たしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 1 号については、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願ひいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（柿嶋会長）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第 1 号については、決定し、証明書の交付をしております。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

次に、議案書 2 ページになります。この 5 条の競公売適格証明願ですが、5 条は、競売地を農地以外のものに転用したいという方の、資格審査を求めるものであります。

2 ページの 1 番と、2 番、地図は今と同じ地図をご覧ください。

今回の願出人は、1 番の方は競売地を〇〇に、2 番の方は競売地を〇〇に転用したいという方でございます。

1 番の願出人は、議案書記載のとおりであります。1 番の願出人は、〇〇で〇〇しておりますが、現在の〇〇を返却すること、また、〇〇において工事を予定していることから、競売地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

なお、〇〇には、工事用の〇〇などを置く予定であります。

次に、2 番の願出人は、議案書記載のとおりであり、2 番の願出人は、〇〇で〇〇しておりますが、昨今、工事の〇〇が多いことから、競売地を取得し、〇〇として利用したいとのことです。

なお、〇〇には、工事用の〇〇などを置く予定であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 2 号については、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条による競・公売適格証明願について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（柿嶋会長）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第 2 号については、決定し、証明書の交付をしております。

○議長（柿嶋会長）

つづきまして、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 3 件、贈与による無償移転が 1 件、合計 4 件ございまして、4 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の、東面、南面は宅地、西面は道路、北面は宅地及び農地、となっております。

譲り受け人は、譲り渡し人の〇〇であり、以前から申請地で農作業を手伝っておりましたが、本格的に農作業を行っていきたくことから、申請地を〇〇により取得し、営農したいとあります。

申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 3 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の、東面は宅地、西面、南面は甲府市道、北面は宅地及び農地、となっております。

譲受け人は、以前から農地と、〇〇を検討していたところ、申請地の農地と、北側に隣接する〇〇の物件が見つかったため、〇〇と併せて申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書3ページから4ページの3番、地図は横版で申し訳ありませんが、4ページの3条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

譲受け人は、現在、〇〇に居住しておりますが、以前から就農を考えており、農地と、〇〇を検討していたところ、申請地の農地と隣接する〇〇の物件が見つかったため、〇〇と併せて申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は5ページのNO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の、東面は農地、西面は農地及び宅地、南面、北面は宅地となっております。

譲受け人は、申請地の〇〇側に隣接する農地を所有し、現在耕作しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行う計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりましたが、私から、2番と3番の案件について、簡単に補足説明させていただきます。

2番の案件ですが、〇〇にお住まいの〇〇の方が今度〇〇に越して参ります。〇〇を探していて、その地続きに農地があり、先代が〇〇をしていましたが、その方がいなくなるということで、今回〇〇の方だったので全部〇〇にすることもできるという話をしたんですが、農業をして〇〇を作りたいということで農地として残して〇〇を作りたいということでした。

3番の〇〇、これは〇〇なんですけど、お買いになった方は〇〇の方です。〇〇と〇〇は〇〇キロほど離れており、また〇〇の地形からして農地も〇〇です。

そこで、私が事務局と一緒に相手の方にお買いになった〇〇をお聞きしました。

この方は、〇〇がおり、当初から〇〇を探しておりました。今回は〇〇の紹介だったんですが、〇〇に実際行ってみて、空気や水もきれいだし静かなので、〇〇を楽しみながら〇〇ではないが、週末は〇〇人で農業をやりたいと。〇〇と〇〇の2つの道の駅があるので、自信がもてるようになったらそこで〇〇もしてみたいと。当面〇〇になりますが、最終的には〇〇に移住をするということで、〇〇を全部〇〇に移すと

いうお話を聞きました。今後はいろいろとバックアップしていきたいと思います。私の報告です。以上です。

それでは、議案第 3 号についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、他に何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つぎに、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 13 件、賃貸借の一時転用が 2 件、合計 15 件となります。

議案書 6 ページの 1 番、地図は、6 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は宅地、西面は甲府市道、北面は道路となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地と、〇〇を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定でございます。

なお、雨水、及び下水は、申請地西側の甲府市道に設置してあります、雨水は水路へ、また、下水は公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書 2 番、地図は、7 ページの 5 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は宅地、西面は甲府市道、南面は農地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、同じ〇〇で、〇〇しておりますが、〇〇が不足していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇にする予定であります。

なお、〇〇は〇〇で仕上げ、雨水は地下浸透により処理いたします。

続きまして、議案書3番と、7ページの4番は関連案件になります。

地図は、8ページの5条NO.3、NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人ではありますが、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地及び駐車場、西面は事業所、南面は宅地、北面は宅地及び甲府市道となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地と、〇〇を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定でございます。

なお、雨水は、分譲地〇〇側の既存の水路へ排水し、下水につきましては、〇〇側〇〇分は既存の公共下水道管へ接続します。また、〇〇側〇〇は、合併浄化槽により、処理を行う予定であります。

続きまして、議案書5番、地図は、9ページの5条NO.5をご覧ください。

この案件は、賃貸借の一時転用の案件となります。

申請地の所在、地目、面積、貸付け人、借受け人 につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は共同住宅、西面は農地、南面は甲府市道、北面は水路及び農地となっております。

借受け人は、〇〇で、〇〇しておりますが、今回、申請地〇〇側において〇〇を請け負い、その工事のための〇〇として、今回、申請地を一時賃借し、使用したいとのことです。

〇〇には、〇〇などを置く予定であります。

なお、一時転用として使用する期間は、令和〇〇年〇〇月末までの6か月間であり、工事完了後には、農地へ復元いたします。

続きまして、議案書6番、地図は、10ページの5条NO.6をご覧ください。

こちらの案件も、賃貸借の一時転用の案件となります。

申請地の所在、地目、面積、貸付け人、借受け人 につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は宅地、西面は甲府市道、南面は事業所、北面は道路となっております。

借受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、今回、〇〇発注の申請地〇〇側の甲府市道に埋設する〇〇工事を請け負い、その工事のための〇〇として、申請地を一時賃借し、使用したいとのことです。

なお、一時転用として使用する期間は、令和〇〇年〇〇月末までの6か月間であり、

工事完了後には、農地へ復元いたします。

続きまして、議案書 8 ページの 7 番から 9 ページの 12 番までは関連案件になります。地図は、11 ページの NO. 7～NO. 12 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人ではありますが、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は甲府市道、西面は農地、南面は一級河川、北面は事業所及び農地となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で、〇〇などを行っておりますが、現在の〇〇を返却することとなり、新たな〇〇用地をさがしていたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を設置する予定であります。

なお、雨水、及び下水は、東側の甲府市道に設置されております、雨水は水路へ、また、下水は、公共下水道管へ接続いたします。

続きまして、議案書 10 ページの 13 番から 15 番までは関連案件になります。

地図は、12 ページの 5 条 NO. 13～NO. 15 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人ではありますが、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面は事業所、南面は駐車場及び農地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外と判断いたしました。

譲受け人は、同じ〇〇で、〇〇しておりますが、〇〇により、〇〇が不足となったことから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇にする予定であります。

なお、〇〇は〇〇で仕上げ、雨水は、申請地の西側及び南側の既存の水路へ排水する予定であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 4 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第4号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書11ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

12ページから18ページまでは、8月21日から9月8日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条及び第5条の届出、また、4条の許可不要の届出について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つづいて、議案第5号 納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。

事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

はじめに、相続税の納税猶予について、簡単に説明させていただきます。

これは、農業を継続的に担うため、農業相続者の税負担を軽減するための特別措置法であり、後継者の農業経営を保護育成する目的から、農地を相続して農業を引継げば、相続税の納税猶予の特例が適用され、農業投資価格に基づいて計算した税額以外の部分について納税が猶予・免除されます。

農業委員会では、申請農業者に対し、「相続税納税猶予適格者証明願い」の申請により、現地確認を行い対象農地が適正に耕作されていれば、農業委員会総会に議案として付し、決定されてから、「適格者証明」を交付いたします。そして、この「適格者証明」を申請者が税務署に提出し、納税猶予の決定がされることとなります。

それでは、議案書の19ページをご覧ください。

議案第5号1番、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、9月1日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、9月12日に地元農業委員の菊島委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の自宅の近隣にあり、〇〇しております。

また、申請人は以前から被相続人と〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

つづきまして、議案書の20ページをご覧ください。

議案第5号2番、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

農業者であった被相続人より令和〇〇年〇〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。

申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、9月8日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。

このため、9月12日に地元農業委員の宮川委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は申請者の自宅に隣接し、〇〇をおこなっており、〇〇しております。

また、申請人は以前から被相続人及び〇〇とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。

以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

以上、2件につきまして、ご審議お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第5号についても、特にご質問の報告は受けておりませんが、皆様なにかございますでしょうか。

○甲運地区（小松委員）

納税猶予を受ける場合、最低何年間、農地で農業を続ける必要がありますか。

○事務局（清野係長）

市街化区域は20年、市街化調整区域は永年です。なお今回の2件はいずれも市街化区域ですので20年となります。

○甲運地区（小松委員）

分かりました。

○議長（柿嶋会長）

それでは採決させていただきます。

議案第5号納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第5号については、適格者証明書の交付をして参ります。

つぎに、議案第6号令和5年10月告示分農用地利用集積計画について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第6号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定3件、再設定14件、計17件の申し出がありました。

議案書21ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・中道南地区からの申し出があり、合計面積は11,658㎡です。

中段の表は、令和5年度の目標面積119,200㎡に対し、設定面積は78,002㎡、達成率は65%です。

続いて22ページの表は、再設定です。

相川・甲運・玉諸・山城・中道北地区からの申し出があり、合計面積は16,685㎡です。

中段の表、令和5年度の目標面積396,600㎡に対し、設定面積は88,334㎡、達成率は22%です。

23ページ1番から24ページ3番は新規設定です。

24ページ4番から29ページ17番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 6 号について、決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、9 月定例総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

午後 3 時 30 分 閉会